

令和7年度 工事請負契約における職種毎の支払賃金の最低額

「上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、支払賃金報告書により確認を行った職種毎の支払賃金の最低額は下表のとおりです。

職 種	確認対象者 (単位：人)	A 最低賃金水準額 (時給・単位：円)	B 支払賃金の最低額 (時給・単位：円)	B - A (単位：円)	公共工事設計労務 単価（埼玉県）比
01 特殊作業員	62	2,790	2,790	0	0.80
02 普通作業員	78	2,540	2,540	0	0.80
03 軽作業員	2	1,770	1,820	50	0.82
04 造園工	3	2,560	2,910	350	0.91
06 とび工	15	3,180	3,200	20	0.81
08 ブロック工	1	3,020	3,250	230	0.86
09 電工	12	2,930	3,000	70	0.82
10 鉄筋工	2	3,160	3,375	215	0.85
12 塗装工	8	3,230	3,260	30	0.81
13 溶接工	6	3,430	3,500	70	0.82
14 運転手（特殊）	29	3,070	3,090	20	0.81
15 運転手（一般）	33	2,680	2,740	60	0.82
22 橋りょう特殊工	1	3,530	3,710	180	0.84
23 橋りょう塗装工	1	3,510	4,000	490	0.91
24 橋りょう世話役	1	3,970	4,170	200	0.84
25 土木一般世話役	48	3,040	3,102	62	0.82
33 型わく工	9	3,120	3,125	5	0.80
34 大工	1	3,000	3,005	5	0.80
35 左官	7	3,160	3,214	54	0.81
36 配管工	27	2,710	2,750	40	0.81
37 はつり工	6	2,980	3,030	50	0.81
38 防水工	5	3,450	3,500	50	0.81
39 板金工	5	3,370	3,500	130	0.83
40 タイル工	2	2,670	2,750	80	0.82
41 サッシ工	1	3,150	3,190	40	0.81
43 内装工	13	3,300	3,350	50	0.81
45 建具工	4	2,820	2,840	20	0.81
46 ダクト工	3	2,920	3,125	205	0.86
47 保温工	5	2,740	2,750	10	0.80
49 設備機械工	8	2,770	2,800	30	0.81
50 交通誘導警備員 A	6	1,870	1,960	90	0.84
51 交通誘導警備員 B	15	1,670	1,670	0	0.80

※建設工事等に従事する 51 職種のうち、「上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づく確認対象者がいた職種のみを抜粋して掲載しています。

※**最低賃金水準額**とは、「支払賃金報告書」（要綱第 2 号様式）で報告のあった「支払賃金の最低額」について、調査の対象にすべき額かを市が判断するための目安となる額で、令和 7 年度においては、「公共工事設計労務単価（埼玉県）（改正発行日：令和 7 年 3 月 1 日）」の 80%としています。

※**公共工事設計労務単価**（改正発行日：令和 7 年 3 月 1 日）とは、農林水産省及び国土交通省が、令和 6 年 10 月時点で施工中の 1 件当たり 1,000 万円以上の工事を母集団として無作為に抽出した 9,954 件の工事に従事する 51 職種・計 85,661 人の支払賃金額を都道府県別・職種別に集計し、算出したもので、各職種における平均支払賃金額とほぼ同額です。